

# 経済産業省

官 印 省 略  
20260428資燃部第4号  
20260430中庁第6号  
令和8年5月19日

各府省契約担当課長 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部長

中小企業庁 事業環境部長

## 官公需における中小石油販売業者に対する配慮について

平素より経済産業行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

災害時において、ガソリンスタンド（サービスステーション。以下「SS」という。）は、エネルギー供給の「最後の砦」であり、警察や消防等の緊急車両への優先給油、避難所、医療機関、上下水道等の重要施設に対して燃料の供給を行うなど、災害時における石油製品の安定供給に重要な役割を担っています。

他方、全国のSSの数は、年々減少し続けており、SS数が減少する中で、災害時にも「最後の砦」として地域を支えるSSネットワークの維持・強化は、喫緊の課題となっています。このような背景のもと、地域に必要な燃料供給拠点の維持・確保の観点から、平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「基本方針」という。）」において、「中小石油販売業者に対する配慮」に関する項目を新設し、以降、国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。国の各官署・地方支分部局の他、独立行政法人等を含む。以下同じ。）においては、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うこと等により、当該協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めることとしてきました。

しかしながら、国等の調達機関と地域の石油組合との災害協定の締結については大きな進展がある一方、随意契約が十分に浸透しておらず、競争入札の結果、必ずしも災害時に燃料供給ができない事業者が契約する事例も報告されています。このような場合、平時の取引がないことにより、災害時に円滑に燃料供給できないだけでなく、地域のSSの減少を加速させ、地域の燃料供給能力の低下により平時における円滑な燃料調達にも支障をきたすおそれがあります。

このため、令和8年4月21日に閣議決定された令和8年度の国等の契約の基本方

針においては、別紙のとおり、国等は、防災協定等を締結している石油組合とは（目先の便益に限定することなく、中長期的な視点で評価して）、費用対効果等も勘案すれば、随意契約を行うことができることを明示したところです。その上で、災害時に優先的に供給すべき重要施設や緊急車両等について、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する随意契約を誠実に検討すること等を盛り込みました。

貴職におかれましても、基本方針を踏まえ、中小石油販売業者の受注機会の増大に努めることにより、地域の燃料供給拠点を維持するとともに、災害時に円滑に燃料供給を確保していただくようお願いいたします。

併せて、ガソリン等の石油製品は日常的に価格が変動することから、契約単価を設定する際には、固定した価格ではなく、実勢価格を示す指標に基づく単価を採用することが望ましく、その場合は、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の価格（発注者が所在する都道府県の平均価格）を指標として用いることが適当であると考えられ、推奨されますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

なお、経済産業省を含む4省（財務省、外務省、農林水産省及び経済産業省）の公用車の燃料調達契約についても、令和8年度より石油組合と随意契約を実施しております。その際、契約単価については、上記の資源エネルギー庁が発表する「石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」の給油する各月の前月第二週、第三週及び第四週の「東京」欄の価格の平均価格を給油する各月の単価としておりますことも、申し添えます。

最後に、本件につきまして、地方支分部局を含む関係部局及び所管する独立行政法人等に対しても周知方、よろしくようお願いいたします。

令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、以下に定める中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるものとする。（中略）

なお、これらの措置については原則として全て実施するものとし、措置の一部又は全部を実施していない機関は、中小企業庁に対して措置の実施状況を通知する際に、当該措置を実施していない理由をあわせて通知するものとする。中小企業庁は、措置の実施状況を公表する際、あわせて当該理由についても公表し、各機関による自主的な改善を促すものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請するものとする。

1 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

(10) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、①及び⑤に留意するとともに、例えば、②、③及び④のような取組により、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、費用対効果等も勘案しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ② 災害時の燃料供給協定等において災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する随意契約を誠実に検討すること。
- ③ 一般競争入札により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給を要件とし、適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を行うこと。
- ④ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力（8）に掲げる分離・分割発注を行うこと。
- ⑤ 原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。